

第1号様式（第9条関係）

条 例 見 直 し 調 書

作成年度	令和5年度	次回見直し予定	令和10年度
------	-------	---------	--------

条 例 名	化製場等に関する法律施行条例		
条 例 番 号	昭和59年神奈川県条例第26号	法 規 集	第8編第6章第1節
所 管 室 課	健康医療局生活衛生部生活衛生課		
条 例 の 概 要	化製場等に関する法律（以下「化製場法」という。）の規定に基づき、化製場の構造設備の基準を定めるとともに、施設設置等の許可に係る手数料を定めている。		
検 討	視 点	検 討 内 容	備 考
	必要性 （現在でも必要な条例か。）	化製場法第4条等の規定に基づき、化製場*1、死亡獣畜取扱場*2等に関し、その構造設備の基準や衛生上必要な措置等を定めるものであることから、必要な条例である。	*1 牛、馬、豚、めん羊及び山羊の肉、皮、骨、臓器等を原料として皮革、油脂、にかわ、肥料、飼料その他の物を製造するために設けられた施設 *2 死亡獣畜を解体し、埋却し、又は焼却するために設けられた施設又は区域
	有効性 （現行の内容で課題が解決できるか。）	本条例で定めた構造設備の基準に基づき、施設の設置を許可するとともに、衛生上必要な措置が適正に行われているか監視・指導することにより、県民の公衆衛生の向上に有効に機能している。	許可施設数（令和4年度） 化製場 0 死亡獣畜取扱場 0 準用施設 1 畜舎等 20
	効率性 （現行の内容で効率的といえるか。）	本条例で定めた構造設備の基準や衛生上必要な措置等は、明確かつ公衆衛生上必要なものに限定して定められており、効率的である。	
	基本方針適合性 （県政の基本的な方針に適合しているか。）	獣畜の肉、皮、骨、臓器等や死亡獣畜の適正処理等のために必要な施設基準等を定めることにより、「かながわブランドデザイン」の政策分野「安全・安心」に寄与するものであり、県の基本方針に適合している。	
	適法性 （憲法、法令に抵触しないか。）	化製場法の規定に基づき、施設の構造設備の基準等を定めている条例であり、憲法、法令に抵触しない。	
	その他		
見 直 し 結 果	① 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。 2 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。 3 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。 4 改正及び運用の改善等を検討する。 5 廃止を検討する。	理 由 等 現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。	